

児童虐待の防止等に関する法律違反事件の捜査に当たって留意すべき事項について（通達）

令和6年3月14日

警察庁丁人少発第312号、警察庁生活安全局人身安全・少年課長から
警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）の違反事件捜査に当たって留意すべき事項を示したものである。

主な内容は、

- 立入調査拒否事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第9条関係）
- 接近禁止命令違反事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第12条の4関係）

である。